「基本診療料の施設基準等」に基づく掲示

外来での「電子的診療情報連携体制整備加算」の算定について

■当院は、①電子カルテやレセプトコンピューター等による請求事務と、②健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行い、患者さんの**診療情報を取得活用することにより、質の高い医療の提供に努めている**医療機関です。

■国が定めた診療報酬算定要件に従い、マイナ保険証のご利用の有無に関わらず、下記の通り、診療報酬点数を算定いたします。



医療情報取得加算

●初診時･･･**4点**

●再診時(3カ月に1回に限り算定)･･･**1点**

留意事項

●取得情報には、「受診歴」「薬剤情報」「特定健診情報」や、その他必要な診療情報が含まれます。その情報を活用して、診療を行います。

●正確な情報を取得･活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

マイナ保険証をご利用の場合は、受付の係員へお申し出ください。

1. マイナンバーカードをご持参のうえ、カードリーダーに置いてください。
2. 「本人確認」(暗証番号か顔認証)をしてください。
3. 情報提供についての「同意」を判断してください(「はい、いいえ」の繰り返し)



医療法人 一祐会
藤本病院

●担当部門／医事サービス課　●掲示開始日／2026年6月1日　●掲示終了日／変更の日まで　●事務部部長承認済（検印省略）